

**大阪市工業用水道
特定運営事業等**

モニタリング報告書（令和6年度）

**令和7年10月
大阪市**

目次

第 1 本報告書の位置づけ	2
1 本報告書の位置づけ	2
2 本報告書におけるモニタリングの対象となる運営権者の取組	2
第 2 モニタリングの実施体制	4
1 モニタリングの実施体制	4
第 3 モニタリング結果の全体概要	6
1 令和 6 年度全体概要	6
2 第 1 期中期事業期間（R4～R6）全体概要	6
第 4 要求水準上、実施すべき取組に関するモニタリングの結果	7
1 令和 6 年度全体概要	7
2 第 1 期中期事業期間（R4～R6）全体概要	15
第 5 より良い事業運営に向けた取組に関するモニタリングの結果	20
1 3つのサステイナビリティ戦略と第 1 期アウトカム	20
2 令和 6 年度全体概要	20
3 第 1 期中期事業期間（R4～R6）全体概要	21
第 6 経営モニタリングの結果	34
1 経営モニタリングの結果	34
2 令和 6 年度収支実績	34
3 第 1 期中期事業期間（R4～R6）収支実績	38
第 7 有識者会議の講評	41
1 有識者会議の講評	41

第1 本報告書の位置づけ

1 本報告書の位置づけ

大阪市工業用水道特定運営事業等（以下「本事業」という。）が令和4年度から開始し、運営権者である「みおつくし工業用水コンセッション株式会社」（以下「運営権者」という。）が経済産業大臣からの事業の許可を受けた工業用水道事業者となり、公共施設等運営権を設定した工業用水道施設の維持管理や更新、工業用水道の利用者の料金収納などのお客さまサービスを担っている。

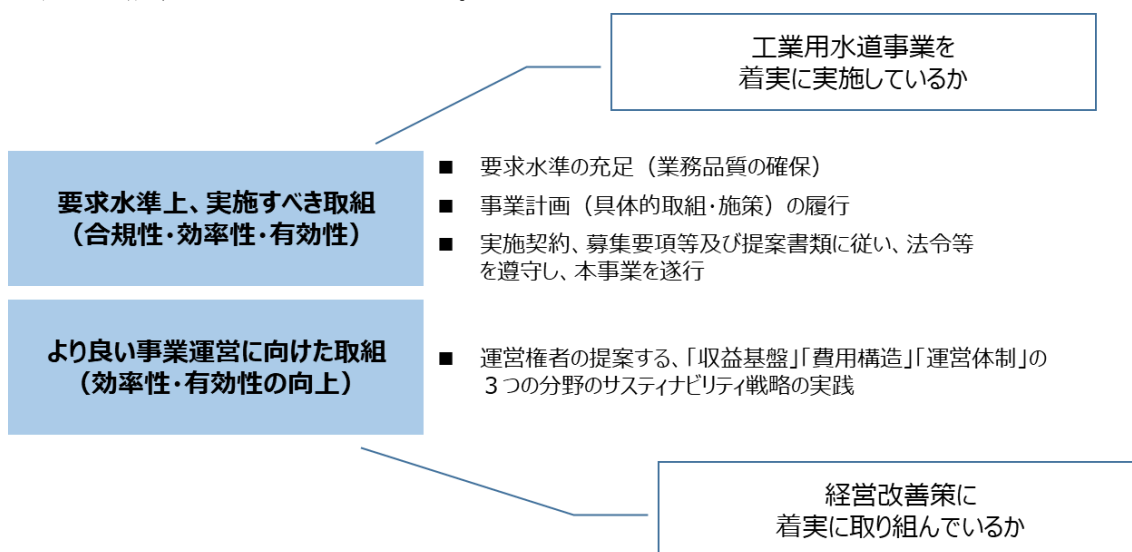
本事業のモニタリングは、大阪市工業用水道特定運営事業等モニタリング計画（以下「モニタリング計画」という。）に沿って実施しており、「運営権者によるセルフモニタリング」、「市によるモニタリング」及び「外部有識者（以下「有識者」という。）によるモニタリング」の3つのモニタリングで構成される。

本報告書は、モニタリング計画第1－6に基づき、本事業の透明性、客観性を確保するため、事業年度毎に市が年間を通じて実施してきたモニタリングの結果をまとめ、公表するものである。また、令和6年度は、第1期中期事業期間（R4～R6）の最終年度でもあるため、その結果についても記載する。なお、市によるモニタリングの結果は、当該年度の末日時点のものであるため、それ以降、本報告書の公表までの間に、運営権者において実施された内容等については対象としていない。

2 本報告書におけるモニタリングの対象となる運営権者の取組

モニタリングの対象となる運営権者の取組については、「要求水準上、実施すべき取組」と「より良い事業運営に向けた取組」の2つの観点で評価する。

本モニタリング報告書は、前者については、市において、各業務の要求水準の充足（業務品質の確保に関すること）を確認し未達を未然防止するために実施してきた結果と、事業計画に定められた具体的取組・施策が計画どおり履行されているかを確認してきた結果をまとめたもので、また、後者については、効率性や有効性の向上の観点から、評価を行った結果をまとめたものである。



【参考】運営権者が作成・公表する各報告書の概要

＜単年度事業報告書＞

全体事業計画書を踏まえ、各年度に設定した具体的取組・施策の実施スケジュールと実施数を定めた単年度事業計画に沿って、年間を通じて着実に取組が実施されたかどうかをまとめたもの

（主な記載事項）

- ・当該年度に実施している施策・スケジュール
- ・実施数
- ・各種施策の取組実績の有効性評価

（作成・公表の目的）

運営権者自らが事業計画に定めた施策が計画的に履行できていることを市に報告するとともに、運営権者自らが公表することで、利用者や地域住民からの信頼醸成を図るため

＜中期事業報告書＞

全体事業計画書を踏まえ、複数年度にわたる中期的に設定した本事業の実施計画、収支計画等を定めた中期事業計画に沿って、中期事業期間を通じて着実に取組が実施されたかどうかをまとめたもの

（主な記載事項）

- ・中期事業期間の概要
- ・経営状況の評価
- ・各種施策の取組実績の有効性評価

（作成・公表の目的）

運営権者自らが事業計画に定めた施策が計画的に履行できていることを市に報告するとともに、運営権者自らが公表することで、利用者や地域住民からの信頼醸成を図るため

＜セルフモニタリング報告書＞

運営権者自らが各業務の要求水準の充足（業務品質の確保、各種施策の取組実績の有効性評価に関すること）の状況を確認する手法を定めたセルフモニタリング計画に沿って、年間を通じて着実にセルフモニタリングが実施されたかどうかをまとめたもの

（主な記載事項）

- ・要求水準に定める各業務が適正に履行できていることを確認した結果
- ・各種施策の取組実績の有効性評価

（作成・公表の目的）

運営権者自らの業務品質の管理状況を市に報告するとともに、運営権者自らが公表することで、利用者や地域住民からの信頼醸成を図るため

第2 モニタリングの実施体制

1 モニタリングの実施体制

市によるモニタリングは、運営権者の各業務の履行に関し、市があらかじめモニタリング計画において設定した項目に対し、運営権者に対し事前に承認や確認を行うものと、運営権者のセルフモニタリング結果の確認等を通じて、定期的な要求水準充足の確認、事業計画書に定めた財務、会社運営、浄配水場及び管路等の管理運営等に関する事項の実施状況等の確認を行うものとで構成される。

市によるモニタリングの承認・確認を行う手法は、以下のとおりである。

- 運営権者からの各施策の履行状況及びセルフモニタリング結果の月次報告内容の確認
 - モニタリング方針に定めた重点確認事項について、実地調査によるセルフモニタリング状況の確認
 - 重要管理点について、運営権者から提出された書類又は業務実施の結果報告を受けての承認(※)、又は確認
- ※業務の各過程における「重要管理点」及び「申請書類等の作成」の段階、並びに必要な応じて「事象発生時」において、事前に市の承認を得ることにより、業務実施が可能としているもの

市のモニタリング体制は、次頁の図<モニタリング実施体制(R6年度)>に示すとおり、モニタリングを統括しつつ主に経営モニタリングを担う連携推進課と業務モニタリングを担う各所管課が連携して実施している。

また、市のモニタリング結果の妥当性について、専門的・客観的見地から意見を聴取するため、大阪市工業用水道施設運営事業有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催することとしている。

なお、本報告書では、要求水準書の項目に沿ってモニタリングを次のとおり分類することとし、経営並びに各部門に共通するモニタリング事項については「統括モニタリング」として整理している。

<統括モニタリング>

以下の業務の履行状況に対するモニタリング

- ・所管省庁との連絡調整
- ・事業計画書の作成
- ・事業報告書の作成
- ・実施体制の構築
- ・再委託等に関する事項
- ・セルフモニタリング

<経営モニタリング>

以下の業務の履行状況に対するモニタリング

- ・財務管理
- ・内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備
- ・運用
- ・本事業全般に係る業務（情報管理、市所管業務への協力等）

＜業務モニタリング＞

以下の業務の履行状況に対するモニタリング

（総務・CS（お客さまサービス）部門）

・利用料金の設定 ・新技術の研究開発、導入 ・災害、事故への対応に関する業務

（浄水部門）

・施設整備の実施 ・保守点検の実施 ・状態監視情報の分析 ・修繕の実施

・維持管理データベースの整備

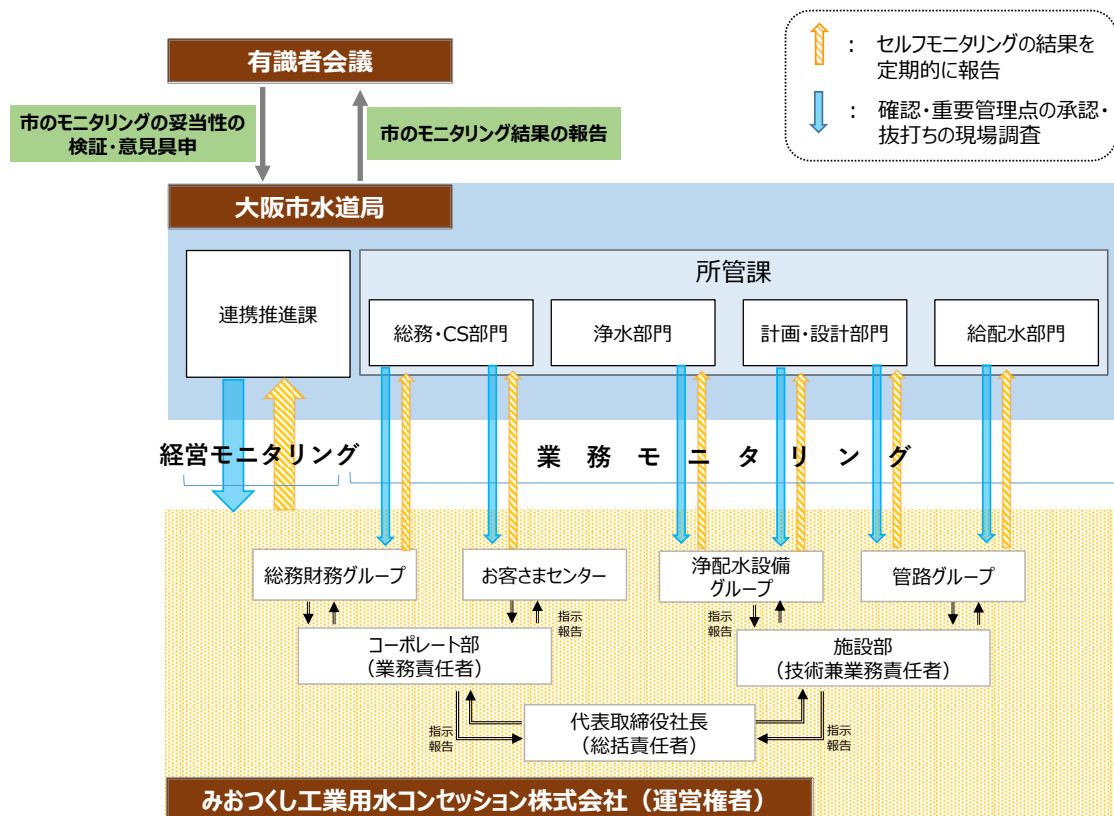
（給配水部門）

・管路更新等 ・維持保全【配水設備の維持管理、断通水作業等、他企業工事への対応】 ・緊急修繕【突発漏水等への対応、第三者破損発生時の対応】 ・支障移設関連

（計画・設計部門）

・施設管理・施設整備の実施 ・管路管理計画の運用・管理【状態監視保全、更新、末端管路の管理・撤去】 ・支障移設関連【道路工事に伴う支障移設工事等、依頼に基づく支障移設工事等】 ・給水施設に関する業務【使用開始に伴う工事申込、給水施設工事の設計及び施工、内部施設の確認、上水道との誤接合防止】

＜モニタリング実施体制（令和6年度）＞



第3 モニタリング結果の全体概要

1 令和6年度全体概要

「要求水準上、実施すべき取組」については、合規性の観点から、要求水準の未達や、要求水準の未達につながるおそれのある課題の有無と、それらに対する対応状況等について整理し、評価した。令和6年度において、要求水準の未達事象が1件発生しているが、工業用水の利用者や市民等に直接影響を及ぼさないものであり、すでに是正措置が取られている。その他、複数の指摘事項等があったものの、概ね適切に改善が図られている。

詳細は「第4」を参照のこと。

「より良い事業運営に向けた取組」については、施策の効率性や有効性の観点から評価を行った。主なものとしては、収益性の向上策として新たな料金プランの開始や、先進的な状態監視保全システムの構築に向けて取り組むなど、それぞれ事業計画に沿って施策が実施され、一定の成果・知見が得られているところである。詳細は「第5」を参照のこと。

これらの施策の基盤となる運営権者の財務状況については、大きな問題は見られない。詳細は「第6」を参照のこと。

2 第1期中期事業期間（R4～R6）全体概要

本事業における最初の3年間である、第1期中期事業期間は、市から運営権者への円滑な事業継承を行い、運営権者が事業運営の基盤を確立するための重要な期間であった。

「要求水準上、実施すべき取組」について、第1期中期事業期間中に工業用水の利用者や市民へ大きな影響を及ぼすような事象はなく、安定して工業用水道事業が運営されたと評価している。要求水準の未達事象が令和5年度に2件、令和6年度に1件発生したが、いずれの事象も工業用水の利用者や市民等に直接影響を及ぼさないものであり、是正措置等が取られている。その他、複数の指摘事項等についても、適切に改善が図られおり、本事業全体を通じて、概ね事業計画どおりに進捗してきたことを確認している。

第2期以降も要求水準の遵守や再発防止策が徹底され、着実な進捗となるよう、事業をモニタリングしていく。

「より良い事業運営に向けた取組」について、運営権者は、「着実に業務を遂行できる体制づくりと、立案した戦略のスピーディーな実行」を第1期中期期間のアウトカムに掲げ、計画に沿って事業を実施した。新料金プランの策定や漏水音センサ等の先進的なインフラメンテナンス技術の積極的な採用を行うなど、民間企業の技術力・機動力を発揮し、新たな取組を実行に移しており、第1期のアウトカムは達成できたものと評価している。

今後は、第1期で推進した取組で得られた課題や知見を踏まえ、施策の拡大と深化を図り、具体的な事業性の向上につなげていくことが望まれる。

第4 要求水準上、実施すべき取組に関するモニタリングの結果

1 令和6年度全体概要

全40業務中、課題等がなく順調に進捗している（◎）が27業務。課題等はあったが現在は解消され順調に進捗している（○）が8業務。課題等があり、現在解消に向けて対応中（△）が4業務。対象事象が発生せず評価をしない、該当なし（－）が1業務であった。

令和6年度に課題が見受けられた12業務については、概ね適正に当該業務が遂行されている中で、軽微な指摘がほとんどであるが、今後、要求水準未達につながらないように、都度、課題解消に向けて速やかに対応がなされている。

また、令和6年度には要求水準未達事象が1件確認された。本事象は市による承認プロセスが完了する前に給水工事に着手したものであったが、当該事象により利用者や市民等への直接的な影響はなく、モニタリング計画に基づき運営権者による是正措置は完了している。

このように、軽微な要求水準の未達や実施手法の指摘等はあるものの、本事業全体としては、概ね事業計画に基づき適正に実施されていることが確認できた。

（件）

業務モニタリング （部門）	業務数	◎	○	△	－	要求水準 未達
総務・CS	19	18		1		0
浄水	7	5	2			0
給配水	6	4		1	1	0
計画・設計	8		6	2		1
計	40	27	8	4	1	1

〔凡例〕

- ◎＝要求水準未達や課題等がなく順調に進捗
- ＝要求水準未達や課題等があったが現在は解消され、順調に進捗
- △＝課題等があり、現在解消に向けて対応中（解消後は○に移行）
- ×＝要求水準未達による是正措置を実施中（解消後は○に移行）
- －＝該当なし

補足1：各業務区分について、要求水準の充足（業務品質の確保）を確認した結果で現況を記入し、特筆する内容は関連する業務区分に記載する。

補足2：課題等とは、実地調査における指摘事項（要修正）や、モニタリングを通じて課題と認識している事項をいう。

(1) モニタリング結果

各部門における要求水準に沿った業務区分ごとのモニタリング結果は、以下の一覧のとおりである。

(全 40 業務中：◎27、○8、△4、－1)

<モニタリング結果（部門別）>

総務・CS部門（19業務中：◎18、△1）

業務区分	現況
<総務>	
(1) 利用料金の設定	◎
(2) 所管省庁との連絡調整	◎
(3) 事業計画書の作成	◎
(4) 事業報告書の作成	◎
(5) 実施体制の構築	◎
(6) 再委託等に関する事項	◎
(7) 財務管理	◎
(8) セルフモニタリング	△
(9) 内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備・運用	◎
(10) 新技術の研究開発、導入	◎
(11) 本事業全般に係る業務（情報管理、市所管業務への協力等）	◎
(12) 災害・事故への対応に関する業務	◎
<CS>	
(1) 給水収益や新たな収入源の確保	◎
(2) 各種受付・問い合わせ対応	◎
(3) 水道メーター点検	◎
(4) 利用料金の収納	◎
(5) 利用者情報のシステムによる管理	◎
(6) 情報発信	◎
(7) 利用者とのコミュニケーション	◎



課題等の整理	運営権者の対応状況 (R6年度末)
⑧【実地調査（R6）における指摘事項】 過去の要求水準未達や実地調査における指摘に対し、再発防止の仕組み自体は確認できたものの、使用している期限管理表やモニタリング一覧表への一部記入漏れが見受けられ、セルフモニタリングにおける情報管理や運用ルールが十分なものではなかった。	期限管理表やモニタリング一覧表の運用ルールを作成するとともに、1 次セルフモニタリング者が 0 次セルフモニタリング者への修正指示に対する実施状況を翌営業日に確認できる体制を整備する。 [令和 7 年 6 月完了]

浄水部門（7業務中：◎5、○2）

業務区分	現況
(1) 施設整備の実施	○
(2) 保守点検の実施	◎
(3) 状態監視情報の分析	◎
(4) 修繕の実施	◎
(5) 維持管理データベースの整備	○
(6) 運転管理の実施	◎
(7) 水質管理の実施	◎



課題等の整理	運営権者の対応状況 (R6年度末)
①【モニタリングを通じた課題】 鶴見配水場無停電電源・直流電源装置の更新工事において、部品の長納期化により令和 6 年度末の工事完了を見送ることになった。	令和 7 年 6 月完了の目処が立っており、事業計画書に基づきおおむね予定どおりに設備更新が行われている。 [令和 7 年 6 月完了]
⑤【実地調査（R5）における指摘事項】 令和 4 年度に構築された維持管理データベースの初期データの一部が不足していた。	維持管理データベースの初期データの inputs を完了し、市がアクセスするための仕組みが整備され、市が活用可能な環境が構築された。 [令和 6 年 12 月完了]

給配水部門（6業務中：◎4、△1、－1）

業務区分	現況
(1) 更新等	－
(2) 維持保全【配水設備の維持管理】	◎
(3) 維持保全【他企業工事への対応】	◎
(4) 緊急修繕【突発漏水等への対応】	◎
(5) 緊急修繕【第三者破損発生時の対応】	◎
(6) 支障移設関連	△



課題等の整理	運営権者の対応状況 (R6年度末)
⑥【実地調査（R6）における指摘事項】 現状の進捗管理ツールでは施工段階における工事の進捗状況が当初計画どおりなのか遅延しているのが明確でなく、また工程遅延発生時のフォローアップ体制や仕組みが構築されていなかった。	進捗管理ツールやフォローアップ体制の見直しを行い、令和 7 年 7 月より運用する。 [令和 7 年 6 月完了]

計画・設計部門（8業務中：○6、△2）

業務区分	現況
(1)施設管理・施設整備の実施	○
(2)管路管理計画の運用・管理【状態監視保全】	○
(3)管路管理計画の運用・管理【更新】	△
(4)管路管理計画の運用・管理【末端管路の管理・撤去】	○
(5)支障移設関連【道路工事に伴う支障移設工事等】	○
(6)支障移設関連【依頼に基づく支障移設工事等】	○
(7)給水施設に関する業務	△
(8)水道メーターに関する業務【水道メーターの管理】	○

課題等の整理	運営権者の対応状況 (R6年度末)
(1)【モニタリングを通じた課題】 上記、浄水部門(1)と同じ	上記、浄水部門(1)と同じ
(2)【モニタリングを通じた課題】 水量水圧データ分析の令和6年度における取り組みについて、一部進捗の遅れがあった。	令和6年度末に流量計測作業を完了させ、予定していた取り組みを実施した。(詳細は第5を参照) 〔令和7年3月完了〕
(3)【モニタリングを通じた課題】 令和6年度事業計画書に記載のある工程に対し、工程の見直しを行い、運営権者が改めて設定した市の承認又は確認月に遅れが生じた。	市に対する承認又は確認依頼について、資料提出はあったものの、一部については継続して資料修正を行っている。 〔令和7年7月完了〕
(4)【モニタリングを通じた課題】 末端管路の管理、撤去に関する取組みに一部、不明瞭な点が見受けられた。	令和6年度末には解消され、順調に進捗していることを確認した。 〔令和7年3月完了〕
(5)【モニタリングを通じた課題】 市に依頼する承認・確認において、提出書類や図面の軽微な不備や遅延があった。	関連する道路工事への影響がない範囲で計画設計業務を進めていることを確認した。 〔令和7年3月完了〕
(6)【モニタリングを通じた課題】 市に依頼する承認・確認において、提出書類や図面の軽微な不備や遅延があった。	依頼者と工程調整等を行いながら影響がない範囲で計画設計業務を進めていることを確認した。 〔令和7年3月完了〕
(7)【実地調査（R6）における指摘事項】 令和6年5月に確認した要求水準未達事象「設計図書等未承認工事の実施【R6-1】」に対し、実地調査において完了報告書に定める「セルフモニタリングの実施フロー」は概ね確認できたものの、「給水工事管理ツール」において一部記入漏れが見受けられた。	「給水工事管理ツール」の記入ルールを整理するとともに、記入漏れが生じた際のフォローアップできるよう体制を整備する。 〔令和7年6月完了〕
(8)【モニタリングを通じた課題】 計画的に実施するメータ取替えにおいて、5件の未取替があった。	未取替件数5件に関し、今後の対応を利用者と調整し、進めている。 〔令和7年3月完了〕

ア 総務・CS部門

【要求水準に基づく主なモニタリング対象業務】

< 総務 >

- (1) 利用料金の設定
- (2) 所管省庁との連絡調整
- (3) 事業計画書の作成
- (4) 事業報告書の作成
- (5) 実施体制の構築
- (6) 再委託等に関する事項
- (7) 財務管理
- (8) セルフモニタリング
- (9) 内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備・運用
- (10) 新技術の研究開発、導入
- (11) 本事業全般に係る業務
- (12) 災害・事故への対応に関する業務

< CS >

- (1) 給水収益や新たな収入源の確保
- (2) 各種受付・問い合わせ対応
- (3) 水道メーター点検
- (4) 利用料金の収納
- (5) 利用者情報のシステムによる管理
- (6) 情報発信
- (7) 利用者とのコミュニケーション

【概要】

総務については、令和4年度に構築された運営体制が維持されており、各種事業報告書や計画書は期限どおりに報告・提出がなされている。災害・事故への対応においても、災害対応訓練や事故対応マニュアルの改訂及び事故への対応など、要求水準を満たしていることが確認できた。

また、お客さまサービスについても、各種受付・お問い合わせ対応業務、情報発信など、全て計画どおり実施しており、休日夜間を含む緊急の連絡体制を整備し、運用している。

突発漏水等に伴う緊急作業時には、市に対する緊急修繕や上水バックアップの依頼、利用者への連絡等を適切に実施しており、いずれも要求水準を満たしている。

以上から「要求水準上、実施すべき取組」に対する評価としては、「ク セルフモニタリング」業務に係る一部の指摘事項の対応が次年度となったことから「△」としているが、その他の業務について全て「◎」と評価する。

なお、上記「ス 給水収益や新たな収入源の確保」、及び「テ 利用者とのコミュニケーション」については、「より良い事業運営に向けた取組」として第5においてその概要と有効性評価等について記載している。

【主たる個別施策の達成、進捗状況】

第2期中期及び令和7年度事業計画書が要求水準書に定める事項や運営権者が本事業の実施に関して提案した内容に準拠し、期限内に適切に作成、提出され、市と調整し、承認・確認を得ている。

【課題への対応等（モニタリング方針の確認・対応状況含む）】

令和6年度に事業開始から通算3件目の要求水準未達事象が発生していることから、業務全般的な再発防止策を実施したが、今後も適切に実施されているか状況を注視していく必要があると考えている。

イ 浄水部門

【要求水準に基づく主なモニタリング対象業務】

- (1) 施設整備の実施
- (2) 保守点検の実施
- (3) 状態監視情報の分析
- (4) 修繕の実施
- (5) 維持管理データベースの整備
- (6) 運転管理の実施
- (7) 水質管理の実施

【概要】

要求水準、KPIの達成に向けた運営権者の行動計画となる令和6年度事業計画書に基づき、「浄配水施設における設備更新・維持管理」「適正な運転管理」等の業務実施計画について、計画どおりに進捗していることが確認できており、市の要求水準を満たしていると評価している。

【主たる個別施策の達成、進捗状況】

浄配水場の施設整備においては、鶴見配水場無停電電源・直流電源装置の更新工事について、部品の長納期化により令和6年度末の工事完了を見送ることになったが、令和7年6月完了の目処が立っている。桜宮配水場無停電電源装置については、令和6年度

に設計を完了させ、令和7年度中の工事完了に向けて、工事着手できていることから、要求水準の未達はなく概ね計画どおりに事業が運営されていることが確認できた。

維持管理データベースの構築では、令和5年度に一部未完了となっていた業務について、第3四半期に完了し、運用されていることを確認した。

保守点検及び修繕の実施では、事業計画に基づいた点検が実施され、日常点検などの結果を踏まえた修繕が適宜実施されていた。

なお、ウについては、「より良い事業運営に向けた取組」として、第5において、その概要と有効性評価等について記載している。



鶴見配水場無停電電源装置（既設）



桜宮配水場無停電電源・直流電源装置（既設）

【課題への対応等（モニタリング方針の確認・対応状況含む）】

令和6年度モニタリング方針に基づき市が実施した実地調査において、維持管理データベースの初期データについて、第3四半期に入力完了していることを確認した。また、市がアクセスするための仕組み整備においても、クラウドサービスによる情報共有環境が提供されている。これ以外の項目（設備更新や点検整備計画に基づく整備など）に関しては、運営権者において適切に行われていることを確認している。

ウ 給配水部門

【要求水準に基づく主なモニタリング対象業務】

- (1) 更新等
- (2) 維持保全【配水設備の維持管理】
- (3) 維持保全【他企業工事への対応】
- (4) 緊急修繕【突発漏水等への対応】
- (5) 緊急修繕【第三者破損発生時の対応】
- (6) 支障移設関連

【概要】

要求水準の達成に向けた運営権者の行動計画となる令和6年度事業計画書に基づき、「管路の更新・支障移設」及び「管路の維持保全・緊急修繕」の業務実施計画について、計画どおりに進捗していることが確認でき、市の要求水準を満たしていると評価している。



西淀幹線新歌島橋水管橋漏水対応



住之江区北加賀屋 5 漏水対応

【主たる個別施策の達成、進捗状況】

管路の更新等・支障移設の内、更新等については令和 6 年度の施工実施は無かったが、支障移設については関係者と協議のうえ一部路線については施工実施を行っている事を確認できた。

また、配水設備の巡視・保守点検及び修繕の実施では、事業計画に基づき実施されている事を確認できた。

【課題への対応等（モニタリング方針の確認・対応状況含む）】

令和 6 年度モニタリング方針に基づき市が実施した実地調査(令和 7 年 3 月 27 日実施)において、支障移設関連の業務進捗が適切に管理されているかについて確認した結果、工事進捗の管理不足から工事着手の遅延も発生している事が確認されたため、当初計画に対する事業進捗の状況を把握できるよう工程表を改善することや、工程遅延の防止に資するよう組織内にて情報共有化や状況把握できる運用の見直しを図り、工程遅延が発生しないような体制や仕組みを構築する事を運営権者に提案した。

令和 7 年度の実地調査において、提案内容の運用状況を現地で確認していく。

エ 計画・設計部門

【要求水準に基づく主なモニタリング対象業務】

- (1) 施設管理・施設整備の実施
- (2) 管路管理計画の運用・管理【状態監視保全】
- (3) 管路管理計画の運用・管理【更新】
- (4) 管路管理計画の運用・管理【末端管路の管理・撤去】
- (5) 支障移設関連【道路工事に伴う支障移設工事等】
- (6) 支障移設関連【依頼に基づく支障移設工事等】
- (7) 給水施設に関する業務【使用開始に伴う工事申込】【給水施設工事の設計及び施工】
【内部施設の確認、上水道との誤接合防止】
- (8) 水道メーターに関する業務【水道メーターの管理】

【概要】

令和 6 年度事業計画書に規定された業務計画の実施にあたり、運営権者からの提出書類、セルフモニタリングの実施状況の月次確認、会議体での報告により確認し、一部で要

求水準未達の発生、業務実施への課題が認められ、業務水準を充足するために現在解消に向けて対応中であるが、概ね事業計画書どおり実施されていることを確認している。

【主たる個別施策の達成、進捗状況】

・施設管理・施設整備

要求水準書では、施設整備方針に基づき選定した対象設備を計画的かつ効率的に更新・改造するとともに、それ以外の設備においても、本事業期間中に老朽化が進行し、更新・改造が必要と判断した場合、適切に更新・改造するなど、施設や設備の状態に応じて適切に管理することを要求している。

令和7年3月に完成予定であった鶴見配水場の直流電源設備等の更新について、基礎工事に係る設計内容を予定通り承認したが、部品調達の遅延に伴い機器製作が長期化し、工事完了時期が令和7年6月（見込）に遅れることとなった。

一方、令和7年度の更新予定である桜宮配水場無停電電源設備については、要求水準書に定められた「設計図書一式」などの提出書類に基づき、要求水準（機器、工事仕様）を充足していることを承認し、一部負担金対象額の確認についても予定通り実施した。

・管路管理（状態監視保全）

要求水準書では、大規模漏水の未然防止と更新投資の抑制に資するよう、リスクレベルに応じた適切な手法を運営権者自ら選択し、費用対効果の高い状態監視保全を実施することを要求しており、「より良い事業運営に向けた取組」として、第5において、その概要と有効性評価等について記載している。

・管路管理（更新・末端管路・支障移設関連）

要求水準書では、計画的かつ効率的に更新することや、末端管路の弾力的な撤去を進めること、道路管理者等から配水設備の移設等の指示や依頼を受けた場合は、適切な対応を行うことを要求している。

管路管理の実施にあたり、概ね事業計画書に則り、進捗していることを確認しているが、更新の実施にあたっては、設計までを令和6年度に完了させる当初計画について、提出書類や図面の軽微な不備や遅延などが発生し、設計の完成見込みが令和7年度に遅れることとなり、現在課題等の解消に向けて対応中であることを確認している。

・給水施設・水道メーターに関する業務

要求水準書では、給水施設、内部施設の確認、上水道等との誤接合防止による市の確認、利用者への指導等適切な措置を講じること、計画的に水道メーターを取替することを要求している。給水施設、内部施設等の一連の計画、設計、上水道等の誤接合防止に係る業務が順調に進捗していることを確認した。

一方、給水施設工事において市の承認を受けることなく工事に着手する要求水準未達事案が発生し、運営権者からは、再発防止を含めた是正計画書が提出されたが、実地調査において、進捗管理の仕組みに関する課題が認められたため、修正の指摘を行った。

また、水道メーターの取替にあたって、利用者の協力を必要とする事案が数件発生しているが、十分な調整を行い実施していることを確認している。

【課題への対応等（モニタリング方針の確認・対応状況含む）】

令和6年度モニタリング方針に基づき市が実施した実地調査において、管路管理（更新・末端管路・支障移設関連）の業務進捗が適切に管理されているかについて確認した結果、事業進捗の遅れを定量的に表現し、事業計画の遅延の防止に資するよう、管理方法の仕組みを改善するよう運営権者に提案した。

また、市の承認を受けることなく給水施設工事に着手したことによる要求水準未達事案について、再発防止を含めた是正計画書の運用状況を確認した結果、一部の対策に不備が認められ、これを放置すれば要求水準未達の再発に繋がるおそれがあったため、修正の指摘を行ったところであり、令和7年度の実地調査においても再発防止策等の運用状況を現地で確認していく。

(2) 要求水準未達事象の発生

令和6年度においては、要求水準書で定める管路の管理運営に関する要求水準に対して未達となる事象が1件発生した。これは、「【R6-1】設計図書等未承認工事の実施」によるものであり、市から運営権者に対して以下の是正措置①～③の実施を求め、いずれも対応済みである。

是正措置の内容	対応状況
① 当該未達の解消	済み
② 再発防止策を含めた是正計画書の提出	済み
③ 是正計画書に基づく再発防止策の実施	済み

【R6-1】設計図書等未承認工事の実施（令和6年5月事実確認）

内容	敷地内での給水管新設工事に先立ち、設計図面や数量計算書等の設計図書等について市の承認を受ける必要があるが、その手続きが完了していない状態で工事を実施した。
原因	市への承認依頼を行うタイミングでセルフモニタリングを実施していたものの、送付する書類の内容確認に留まっており、承認依頼後の市からの回答を受領するまでの状況確認や、承認の趣旨を踏まえた進捗管理ができていなかった。また業務全般を網羅的にチェックする仕組みが存在せず、セルフモニタリングも事象発生時のチェックに留まっていた。
是正レベル	指導（業務への影響が限定的又は軽微な事象に相当するため）
再発防止策	① 社員の教育及び意識改革 ② 組織的な管理手法の確立 ③ 業務のマルチタスク化、個人のスキルアップ ④ 管理表の見直し ⑤ セルフモニタリングの抜本的な見直し

2 第1期中期事業期間（R4～R6）全体概要

第1期中期事業期間におけるモニタリングの結果、全40業務中、課題等が確認された業務（○及び△）は、令和4年度が7業務、令和5年度が5業務、令和6年度は12業務であった。

令和6年度は事業開始3年目となり、設計・計画部門における業務（管路の更新や支障移設関連工事等）が本格化する中で、承認・確認が増加して当該プロセスの課題が顕在化してきたこと等により、前年度と比べて確認された課題の数が増加しているが、判明した課題を踏まえて適宜対応がなされている。

なお、これまで、年度末時点で対応中であった課題（△）については、いずれも翌年度には解消されており、令和6年度分も翌年度には解消される見込みである。

また、第1期中期事業期間に発生した要求水準未達事象は3件（令和5年度2件、令和6年度1件）であるが、いずれの事象も工業用水の利用者や市民等への直接的な影響はなく、モニタリング計画に基づき是正措置等を実施したことを確認している。

なお、令和5年度に発生した2件目の要求水準未達に関しては、同一事象の再発及び是正措置の遅れが確認されたことから、モニタリング計画に従い要求水準未達違約金を徴取するとともに、1件目の際に実施した是正措置を再度見直し、更なる再発防止策を実施している。

このように、第1期中期事業期間における「要求水準上実施すべき取組」について、要求水準の未達や実施手法の指摘等はあったものの、本事業全体を通じて、概ね事業計画どおりに進捗してきたことを確認している。第2期以降も要求水準の遵守や再発防止策が徹底され、着実な進捗となるよう、注視していく。

部門計：40業務

(件)

年度	◎	○	△	—	要求水準未達
R4	29	5	2	4	0
R5	32	4	1	3	2
R6	27	8	4	1	1

総務・CS部門：19業務

(件)

年度	◎	○	△	—	要求水準未達
R4	15	4	0	0	0
R5	19	0	0	0	0
R6	18	0	1	0	0

浄水部門：7業務

(件)

年度	◎	○	△	—	要求水準未達
R4	6	0	1	0	0
R5	5	1	1	0	0
R6	5	2	0	0	0

給配水部門：6業務

(件)

年度	◎	○	△	—	要求水準未達
R4	3	1	1	1	0
R5	2	2	0	2	1
R6	4	0	1	1	0

計画・設計部門：8業務

(件)

年度	◎	○	△	—	要求水準未達
R4	5	0	0	3	0
R5	6	1	0	1	1
R6	0	6	2	0	1

(1) モニタリング結果

各部門における要求水準に沿った業務区分ごとのモニタリング結果は、以下の一覧のとおりである。

<モニタリング結果（部門別）>

総務・CS部門

業務区分	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
<総務>			
(1) 利用料金の設定	◎	◎	◎
(2) 所管省庁との連絡調整	◎	◎	◎
(3) 事業計画書の作成	◎	◎	◎
(4) 事業報告書の作成	◎	◎	◎
(5) 実施体制の構築	○	◎	◎
(6) 再委託等に関する事項	○	◎	◎
(7) 財務管理	◎	◎	◎
(8) セルフモニタリング	○	◎	△
(9) 内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備・運用	◎	◎	◎
(10) 新技術の研究開発、導入	◎	◎	◎
(11) 本事業全般に係る業務（情報管理、市所管業務への協力等）	◎	◎	◎
(12) 災害・事故への対応に関する業務	◎	◎	◎
<CS>			
(1) 給水収益や新たな収入源の確保	◎	◎	◎
(2) 各種受付・問い合わせ対応	◎	◎	◎
(3) 水道メーター点検	○	◎	◎
(4) 利用料金の収納	◎	◎	◎
(5) 利用者情報のシステムによる管理	◎	◎	◎
(6) 情報発信	◎	◎	◎
(7) 利用者とのコミュニケーション	◎	◎	◎

令和6年度に実施した市の実地調査において、一部業務のセルフモニタリングにおける情報管理や運用ルールが十分でないことについて指摘を行っているが、課題に対して適切に対応しながら業務を実施している。

浄水部門

業務区分	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
(1) 施設整備の実施	◎	◎	○
(2) 保守点検の実施	△	○	◎
(3) 状態監視情報の分析	◎	◎	◎
(4) 修繕の実施	◎	◎	◎
(5) 維持管理データベースの整備	◎	△	○
(6) 運転管理の実施	◎	◎	◎
(7) 水質管理の実施	◎	◎	◎

令和4年度に配水場施設の保守点検において配水圧力の低下が発生したが、原因分析と再発防止策を実施している。

令和5年度に実施した市の実地調査での指摘に対し、維持管理データベースの膨大なデータ入力と市がアクセスするための環境整備を完了するなど、課題に対して適切に対応しながら業務を実施している。

給配水部門

業務区分	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
(1)更新等	—	—	—
(2)維持保全【配水設備の維持管理】	△	○	◎
(3)維持保全【他企業工事への対応】	◎	○	◎
(4)緊急修繕【突発漏水等への対応】	○	◎	◎
(5)緊急修繕【第三者破損発生時の対応】	◎	—	◎
(6)支障移設関連	◎	◎	△

令和4年度に実施した市の実地調査での指摘に対し、維持保全業務における市との情報共有方法を整理するなど、課題に対して適切に対応しながら業務を実施している。

令和5年度に要求水準未達事象（【R5-1】道路占用許可期限の延期手続きの不備（令和5年5月事実確認））が発生したが、原因分析と再発防止策を実施している。＊

令和6年度に実施した市の実地調査において、支障移設関連工事における工事進捗管理について指摘を行っているが、課題に対して適切に対応しながら業務を実施している。

＊(3)維持保全【他企業工事への対応】R5(2023)「○」の説明

計画・設計部門

業務区分	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
(1)施設管理・施設整備の実施	◎	◎	○
(2)管路管理計画の運用・管理【状態監視保全】	◎	◎	○
(3)管路管理計画の運用・管理【更新】	—	◎	△
(4)管路管理計画の運用・管理【末端管路の管理・撤去】	—	—	○
(5)支障移設関連【道路工事に伴う支障移設工事等】	—	◎	○
(6)支障移設関連【依頼に基づく支障移設工事等】	◎	◎	○
(7)給水施設に関する業務	◎	○	△
(8)水道メーターに関する業務【水道メーターの管理】	◎	◎	○

令和5年度に要求水準未達事象（【R5-2】道路占用許可期限の延期手続きの不備（令和6年2月事実確認））が発生し、詳細な原因分析により従来手法の改良や仕組みの変更を実施している。

令和6年度に要求水準未達事象（【R6-1】設計図書等未承認工事の実施（令和6年5月事実確認））の発生を受けて、運営権者の組織ガバナンスに関して業務全般的な再発防止策を実施している。これに対し、市の実地調査において、一部の業務のフォロー体制について指摘を行っているが、課題に対して適切に対応しながら業務を実施している。

(2) 要求水準未達事象の発生

第1期事業期間中には、3件の要求水準未達事象が発生した。

そのうち、令和5年度には、要求水準未達事象が2件発生した。

要求水準未達事象「【R5-2】道路占用許可期限の延期手続きの不備（令和6年2月事実確認）」については、「【R5-1】道路占用許可期限の延期手続きの不備（令和5年5月事実確認）」から6ヶ月以内の同一事象発生と一部の是正措置の実施期限超過により、令和6年度に違約金の請求を行った。

その他1件の要求水準未達事象については、令和6年度に発生したものであり、前項「(2) 要求水準未達事象の発生」を参照。

【R5-1】道路占用許可期限の延期手続きの不備（令和5年5月事実確認）

内容	水道局発注の配水管布設替工事（上水）に伴う舗装本復旧工事の施工に先立ち、運営権者において同一路路上にある工水管路の弁室鉄蓋の調整工事を実施したが、道路占用許可期間内に必要となる手続きが遅延した。
原因	道路占用許可期間を管理する体制が不十分であり、関連する舗装本復旧工事の進捗状況も把握できていなかった。
是正レベル	指導（業務への影響が限定的又は軽微な事象に相当するため）
再発防止策	① 期限管理表の作成 ② 期限管理表を用いた管理・運用

【R5-2】道路占用許可期限の延期手続きの不備（令和6年2月事実確認）

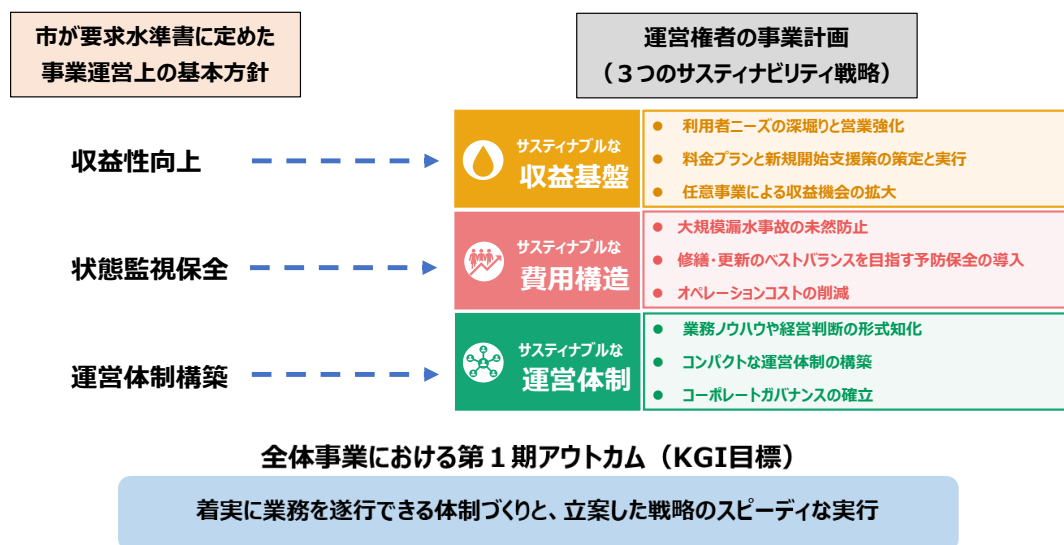
内容	給水管新設工事に伴い、道路占用許可を申請し許可を得たが、申請した期間内に工事が実施できず、本来であれば理由を申し出て道路占用許可期間の延期手続きを行う必要があるが、その手続きがされないまま許可期間を超過した。
原因	担当者が道路占用許可期限管理表（以下、「期限管理表」という）への入力を失念していたにも関わらず、当初の道路占用許可申請時点における階層ごとのセルフモニタリングが十分に機能しておらず、申請の存在を社内で把握できていなかった。
是正レベル	勧告（同一事象【R5-1】による短期間における再発であり、本事業に関する道路管理者からの信頼を失うおそれがあるため）
再発防止策	① 期限管理表を一連の実施状況が確認可能な様式に改良 ② セルフモニタリング実施時の確認内容を記録する仕組みを変更 ③ 給水施設工事に係る一連の手続き等を案件毎に管理する仕組みを構築・運用 ④ 社内での周知徹底と社内研修の実施

第5 より良い事業運営に向けた取組に関するモニタリングの結果

1 3つのサステナビリティ戦略と第1期アウトカム

運営権者は、市が要求水準書に定めた事業運営上の基本方針等に基づき、工業用水道事業の持続可能な仕組みを構築するため、全体事業計画を策定し、そのなかで、「収益基盤」「費用構造」「運営体制」の3つの分野のサステナビリティ戦略の実践を掲げている。

以下、本事業の運営上最も重要としている「収益性向上」「状態監視保全」「運営体制構築」を実現するための各種施策・取組の履行に対する有効性の評価結果を述べる。



2 令和6年度全体概要

第1期計画期間の3年目に当たる令和6年度においては、事業開始初年度で構築された運営体制を維持し、新料金プランの開始や漏水音センサによる漏水検知の継続及び検知精度の向上など、事業計画書に定めた各種施策・取組が実施されており、運営事業3年目における到達点としては順調に推移しているものと認識している。

(1) 単年度事業計画（R6年度）における主なKPIの達成状況

要求水準に定める業務品質に加え、運営権者は各業務のうち主要な取組に関して自らKPI（重要業績評価指標）を定めており、それらのKPIについて進捗管理や振り返りを行うことで、より効果的な事業運営をめざしている。

令和6年度における主なKPIの達成状況は、下表（主なKPIの達成状況）のとおりである。経営全般の項目において達成できなかったKPIがあるが、これは令和5年度の未達事象にかかる違約金が発生したもので、既に是正措置が取られており、概ね順調に推移しているものと評価している。

なお、以下のKPIについては、運営権者が自らの管理水準として設定しているものであり、未達成であっても契約上のペナルティには該当しない。

＜令和 6 年度 主な KPI の達成状況＞

項目	業務	管理項目	目標値	実績	結果
収益基盤	地下水利用者や新規着工事務所等をターゲットとした営業活動により新規のお客さまを獲得	新規利用件数	6件以上	6件 ※1	達成
	前年度と比較した満足度調査の回収率の向上とお客さま満足度水準の維持	満足度調査の回収率の 前年度比較と 平均点の維持	回収率 20%以上 平均点 3.8点以上	回収率 22.2%以上 平均点 4.09点以上	達成
費用構造	管路業務・施設管理業務に資する新しいICT技術の調査および実証実験等を実施	調査件数	3件以上	3件 ※2	達成
	設備故障の予兆検知をめざし、状態監視装置の取得データを分析	分析回数	2回以上	2回	達成
	管路の漏水リスク評価式の見直しと、新しい評価式によるリスクアセスメントに応じた状態監視保全技術のレビュー	漏水リスク評価式 の見直し	1回	1回	達成
	漏水音センサの漏水検知精度の向上など、状態監視による漏水検知の精度向上に向けた取り組みを実施	検知精度向上 の取り組み	3件以上	3件 ※3	達成
運営体制	情報管理、サイバー攻撃対策等に関する社内講習を実施	講習実施回数	2回以上	6回	達成
	承継業務、基本業務の整理による円滑な事業運営と着実な業務遂行	要求水準の順守	要求水準違約金 発生ゼロ	1件	未達成 ※4

※1 新規利用件数の実績 6 件の業種は、金属製品 1 件、官公庁 1 件、その他 4 件。

※2 調査件数の実績 3 件は、「生成AIを活用した資料抽出システムの技術検証の実施」「配水情報システムの導入」「消火栓スタンド型流量計の導入」を実施した。

※3 検知精度向上の取り組みの実績3件は、「地中レーダによる地下漏水の検知の実施」「重点監視路線以外の路線への漏水音センサの追加設置」「疑似漏水の検証」を実施した。

※4 令和5年度に発生した要求水準未達事象（R5-2）が違約金対象となり、令和6年度に協議・支払いが完了したため1件を計上した。

3 第1期中期事業期間（R4～R6）全体概要

第1期中期期間において、運営権者は、「着実に業務を遂行できる体制づくりと、立案した戦略のスピーディーな実行」をアウトカムに掲げ、下表の中期 KPI を設定し、計画に沿って事業を実施した。（なお、KPI については、運営権者が自らの管理水準として設定しているものであり、未達成であっても契約上のペナルティには該当しない。）

主な実績としては、お客さま満足度や収益性の向上につながる取組について、新料金プランや初期投資となる給水工事への支援策を導入した。

また、安定給水の確保や投資水準の抑制・効率化につながる取組について、漏水センサーによる重要監視路線の監視体制の構築や管路の漏水リスクを可視化する AI 技術等の導入を進めた。

効率的かつ柔軟で透明性の高い運営体制の確立につながる取組について、企業統治体制の確立や株主会社からの計画的な受援、事業運営に必要な委託先・請負先との協業体制の構築や人材育成の取組等を進めた。

このように、事業立ち上げ時から民間企業の技術力・機動力を発揮し、新たな取組を実行に移しており、一部 KPI の未達成は生じたものの、第1期のアウトカムは達成できたものと評価している。

今後は、第1期で推進した取組で得られた課題や知見を踏まえ、施策の拡大と深化を図り、具体的な事業性の向上につなげていくことが望まれる。

(1) 第1期中期事業計画（R4～R6年度）における主なKPIの達成状況

＜第1期中期事業期間（R4～R6） 主なKPIの達成状況＞

項目	業務	管理項目	目標値	実績	結果
収益基盤	利用者の対話を通じた新料金プランの普及	新料金プラン選択率（第1期計画期間最終年度選択期限時点での選択件数／全体件数）	20%以上	29%	達成
	営業コンサルティングチームによるローラー展開の実施	第1期計画期間末時点での工水利用の相談件数の累積	20件以上	38件	達成
	新規開始支援策による利用者増加	第1期計画期間末時点での新規利用開始者数の累積	15社以上	19社	達成
	任意事業の事業性評価と体制構築	任意事業の体制構築（任意事業を実施する場合の第1期計画期間末までの任意事業体制構築の進捗、ただし開始時期等の状況によっては目標値を再設定）	100%	0%	未達成 ※1
費用構造	漏水を事前に検知する状態監視保全技術の適用	センサ設置率（設置個数／期首計画-設置不可能個数）	100%	100%	達成
	管路を評価する漏水リスク評価手法のためのデータ取得と改訂の検討	第1期計画期間末までにセンサからのデータ取得を継続するシステムの構築（データ取得不可時の早期復旧と原因分析の実施）	100%	100%	達成
	更新工事のコスト削減に資する施工方法や業務全般のICT技術の調査	第1期計画期間末までの新技術提案数・ICT技術提案数の累積	2件	9件 ※2	達成
	状態監視保全技術の導入	センサ類を設置してデータ取得し、第1期中期事業期間末でのデータ分析・評価実施、第2期計画の報告	100%	100%	達成
運営体制	内部統制及び監査体制の構築と企業倫理に優れた経営の確立	内部統制方針の遵守	監査報告書での重大な指摘ゼロ	0件	達成
	承継業務、基本業務の整理による円滑な事業運営と着実な業務遂行	要求水準の遵守	要求水準違反金発生ゼロ	1件	未達成 ※3
	株主企業の支援体制の構築	第1期計画期間での立ち上げ時の株主企業による支援率（支援実施件数／支援依頼件数）	100%	100% ※4	達成

※1 当初想定していた大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業等との連携による事業展開が見送られたため、実績0%となり目標未達となった。

※2 ICT技術の提案件数9件の内訳：令和5年度の6件（手持式電動バルブ開閉工具、ArcGIS、ボールカメラ、ライブカメラ、ロードサーベイ設定一括処理システム）＋令和6年度の3件（生成AIを活用した資料抽出システム、市内配水状況監視装置、消火栓スタンド型流量計）

※3 令和5年度に発生した要求水準未達事象（R5-2）が違約金対象となり、令和6年度に協議・支払いが完了したため1件を計上した。

※4 株主企業による支援の内訳：依頼した17件全てに対して支援が実施され（支援率100%）、その内容は法務支援（115条協議会対応等）、人材採用支援（キャリア採用紹介）、職員派遣（事業立ち上げ時の応援含む）、技術支援（ポンプ更新設計支援、システム導入支援、新技術探索・研究開発支援）、その他資料作成支援（力量マップ、進捗管理シート、予実管理シート等）など。

(2) 「収益性向上」に関する施策・取組

ア 効果的な新料金プランの策定・普及

運営権者の事業計画（第1期中期計画期間：R4～6）におけるアウトカム設定項目

- ・工水需要の喚起を促す新たな料金プランの実施
- ・利用者との対話を通じた試験（新）料金プランの選択率 20%以上

(7) これまでの実績（令和4年度・令和5年度）

- ・令和4年度実績
 - 試験料金プランの実施（令和5年度まで継続）
 - 申請者：125／379件（試験料金プランの選択率 33%）
- ・令和5年度実績
 - 引き続き試験料金プランを実施し、申請者に対するアンケート（R5.6月実施）などによる効果検証を実施し、新料金プランとして経済産業省に供給規程の変更申請（R6年3月認可）
 - 申請者：148／380件（試験料金プランの選択率 39%）

(イ) 令和6年度計画と実績

- ・計画
 - 新料金プランの実施
 - 新料金プランの効果検証開始（令和7年度まで）

・実績

- 年度当初より令和4、5年度に実施した試験料金プランと同内容の新料金プランを開始した。
- 申請者：111/380件（新料金プランの選択率29%）

(ウ) 第1期中期計画期間（R4～6）実施施策の有効性評価

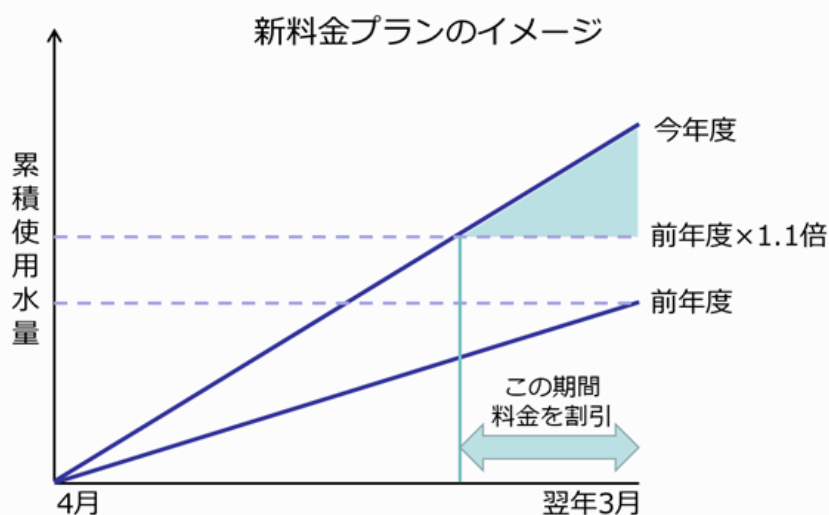
第1期中期計画期間で KPI 目標として設定した「利用者との対話を通じた試験（新）料金プランの選択率20%以上」は令和6年度実績が32%であり達成している。

試験料金プランの実施は、前年度実績を超過した水量の料金単価が安くなることから、使用水量が増加した利用者はメリットを享受でき、新たなお客さまサービスの実施という点で評価できる。

事業者側の収益性向上という点においては、試験料金プランによる影響としては、試験料金プラン利用者と非利用者の使用状況をプラン開始前と比較すると、利用者の方が非利用者より多くなる傾向が見られたが、定性的評価となる利用者アンケートによると、使用水量増加の理由は「製造受注の増加や施設利用者の増加である」の回答が多く、料金プランにより使用水量を増加させたという需要喚起の効果は、アンケート結果からは限定的と推測される。令和6年8月からは、研究機関との共同研究を開始し、過去データ等を用いた統計手法による定量的な効果検証を行っているが、利用者にとって望ましく、かつ経営の持続可能性を担保できる料金体系の検討が必要である。

<新（試験）料金プランの概要>

前年度の年間使用水量の
倍を超える水量に対する超過料金を **10%割引**（70⇒63 円/m³）



・この料金プランを選択するには、**コンサルティングサービス**を受けることが条件

・**コンサルティングサービス**を通して、利用者のニーズや使用状況を把握し、需要喚起につながる提案を行う

イ 工水利用の拡大

運営権者の事業計画（第1期中期計画期間：R4～6）におけるアウトカム設定項目

- ・ 営業コンサルティングチームのローラー展開による利用相談件数 20 件以上
- ・ 第1期計画末時点での新規利用開始者数の累積 15 件以上

(7) これまでの実績（令和4年度・令和5年度）

・ 令和4年度実績

- 事業規模が大きくかつ配水管に近い工場など約 80 社へアプローチ
- 新規開始支援策として工事費用支援サービス、工事費用分割払いサービスを実施
[工事費用支援サービス]

給水施設の工事費用の一部を運営権者が負担するサービス。給水開始月から 12 ヶ月の間の給水料の合計額が 100 万円を超えた場合、工事費用のうち最大 50 万円を運営権者が負担する。

[工事費用分割払いサービス]

給水施設の工事費用を無利子で分割払いにできるサービス。工事費用の半分を工事着工前、残り半分をしゅん工後に精算することができる

- 新規開始支援策等による利用者増加 8 件
- 利用相談件数 15 件

・ 令和5年度実績

- 新規サービス開始 2 件

[お客さま紹介制度]

新たに工業用水の給水希望者の情報提供をした方に、紹介した給水希望者が給水契約を締結し給水を開始した場合に、仲介手数料が支払われる制度
いずれか1つを選択

ア 給水管比例方式：給水に伴う給水管敷設工事延長（m）×2,000 円

イ 給水料比例方式：給水開始日の属する月の翌月の料金の半額

[流量お知らせサービス]

毎月 1 回の使用水量のお知らせ票をメールか FAX で毎日（365 日）お届けするサービス（年間サービス料税別 48,000 円）

- 新規開始支援策等による利用者増加 5 件
- 新規開始支援策の適用 2 件
- 利用相談件数 12 件

(イ) 令和6年度計画と実績

・ 計画

- 新規開始支援策等による利用者増加（地下水利用者や新規着工事務所等をターゲットとした営業活動により新規のお客さまを獲得）6 件以上

・ 実績

- 工業用水の認知度向上のため「ヤサスイ」ブランド広報、ホームページで情報発信
「ヤサスイ」ブランド

商業施設等に貼られたステッカーのQRコードからホームページに誘導し、工業用水の認知度を向上させる取り組み

- 新規利用者獲得のために、これまで接点がなかった業界や設計事務所などに営業活動を実施
- 工業用水認知度向上のため「ヤサスイ」ブランド広報、ホームページで情報発信
- お客さま満足度調査 4.09 点（回収率 22.2%）
- 新規利用開始件数 6 件（令和 4 年度以降の累計件数 19 件）
- 利用相談件数 11 件（令和 4 年度以降の累積件数 38 件）

【令和 6 年度定量的目標（KPI）の達成状況】

年度末までに目標値を達成したことを確認している。

項目	業務	管理項目	目標値	実績	結果
収益基盤	地下水利用者や新規着工事務所等をターゲットとした営業活動により新規のお客さまを獲得	新規利用件数	6件以上	6件 ※	達成
	前年度と比較した満足度調査の回収率の向上とお客さま満足度水準の維持	満足度調査の回収率の前年度比較と平均点の維持	回収率 20%以上 平均点 3.8点以上	回収率 22.2%以上 平均点 4.09点以上	達成

※ 新規利用件数の実績 6 件の業種は、金属製品 1 件、官公庁 1 件、その他 4 件。

(ウ) 第 1 期中期計画期間（R4～6）実施施策の有効性評価

工水利用を検討している潜在的需要家の新規開始への障壁となる給水工事費用に対し、令和 4 年度から工事費用支援サービスなどの新規開始支援策を開始したものの、適用は 2 件に留まった。令和 5 年度に開始したお客さま紹介制度等の新規サービスの申込もなく、新規開始支援策の適用を受けた利用者へのヒアリングの結果からは、それらが新規利用や利用拡大に大きな誘因となったことは認められなかった。

また、第 1 期中期事業計画の KPI 目標として設定した新規利用開始者数 15 件以上は達成しており、積極的な営業活動として、結果として 2 件の新規開始の獲得成果があったものの、経営資源投入し獲得できる成果とのバランスからは、営業手法の改善が必要であると考えらえる。

なお、新規開始のうち工事現場での利用は長期間の利用に至るものではないものの、新たな需要層が獲得できたことは、収益性向上に寄与するものである。

ウ 任意事業

当局が令和 6 年度から開始した大阪市水道基幹管路耐震化 PFI 事業において、工事発注が増加する管路工事の現場書類作成支援サービスを予定していたが、連携は難しいと判断されたため、第 1 期中期事業期間では事業展開が見送られ、第 2 期中期事業期間で新たに検討されることになった。

エ まとめ

お客さま満足度や収益性の向上につながる取組として、前年度よりも多く使うと割安となる新たな料金プランや、新規申し込み時の給水工事に必要な初期投資への支援策等が導入されており、お客さまサービスの向上が図られている。

利用者の増加数については、撤退数をわずかに上回ること、事業開始時点と同水準の顧客数を確保しており、また、プッシュ型の営業戦略（ダイレクトメールや電話アプローチ）が直接的な新規開始に結び付きにくかった等、第 1 期の取組を通じて改善につながる課題や知見が得られている。

任意事業については、想定していた事業環境の変化に伴い実施を見送っているが、工業用水道事業本体（特定事業及び付帯事業）に直接影響するものではない。

こうしたことから、「収益性向上」に関する施策・取組について、第1期のアウトカムである、「着実に業務を遂行できる体制づくりと、立案した戦略のスピーディーな実行」に鑑みて、適切に実行されたと評価している。

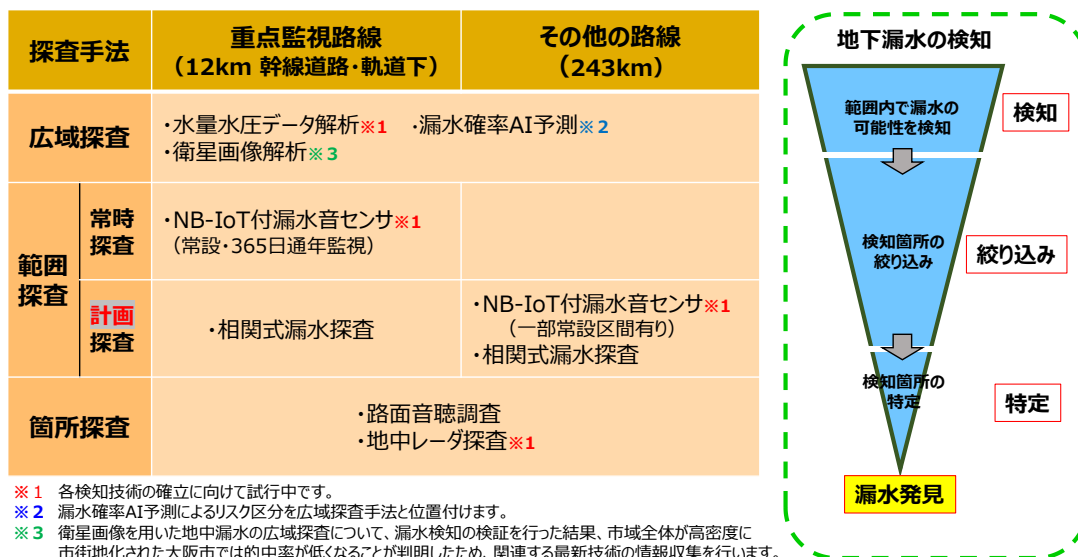
今後は、こうしたこれまでの取組の効果を分析しつつ、更なる収益基盤の強化策について検討・導入を進めていくこととしている。

(3) 「状態監視保全」に関する施策・取組

ア 管路の状態監視保全手法の有効性評価

運営権者の事業計画（第1期中期計画期間：R4～6）におけるアウトカム設定項目

- ・漏水を事前に検知する状態監視保全技術の適用
- ・状態監視保全技術の有効性評価と改善



(7) これまでの実績（令和4年度・令和5年度）

- ・令和4年度実績
 - 状態監視保全の導入（漏水音センサの設置や衛星画像解析による広域探査・範囲探査・箇所探査を実施）
- ・令和5年度実績
 - 漏水音センサの開発ベンターと漏水検知精度向上に向けた共同検証を進め、改良した検知ロジックにより漏水アラートの誤判定頻度の減少を確認
 - 衛星画像解析の結果より漏水可能性があるとされた箇所について漏水箇所を特定し、本技術の有効性を評価
 - 水量・水圧データ分析に必要な水運用モデルの構築と、流量計や圧力計の設置による精度確認とデータ収集を実施

(イ) 令和6年度計画と実績

- ・計画
 - 漏水音センサによる漏水検知精度の向上（漏水発生確率の高い管路に対して、重

- 点監視路線以外の路線へのセンサ追加設置、疑似漏水による検証に計測、分析)
- 水量・水圧分析による漏水検知技術の確立に向けた利用者の水量把握や、既存計測装置の状態確認並びに計測装置（簡易 TM 等）の設置場所の調査・検討の実施、ブロック流入点での計測装置による流量計測の実施
 - 地中レーダー探査による箇所探査手法としての適用検証
 - 漏水検知の効率的かつ精度向上を目的とした AI 機能を活用した漏水リスク評価式の見直しと比較検証の実施

・実績

（広域探査）

水量・水圧データについては、漏水検知技術の確立に向けた運営権者独自に工業用水道配水管網の水量・水圧データを分析するための水運用モデルの構築や、利用者の水量把握や、既存計測装置の状態確認並びに計測装置（簡易 TM 等）の設置場所の調査・検討の実施、ブロック流入点での計測装置による流量計測の実施を進めている。

新たな漏水検知の確立に向けた AI 機能の新技术を活用した漏水リスク評価式の検証では、漏水確率と状態監視のレベル設定に課題は残るものの、広域探査としてその他路線（243Km）の絞り込み技術として活用できることを確認している。

（範囲探査）

漏水音センサについては、開発ベンダーと漏水検知精度向上に向けた共同検証を進め、さらなる漏水検知実績の取得のため、重点監視路線以外の路線への追加設置、疑似漏水による検証計測データの追加蓄積やデータ取得ピッチの細分化などの取組が進められたことを確認している。

（箇所探査）

漏水発生箇所で地中レーダー探査を実施し、漏水の有無による検証により、レーダー探査 波形に差異があったことから、引き続き同技術の精度確認など、技術評価に必要なデータ取得の蓄積を進めていることを確認している。

衛星画像解析による取組については、市域全体が高密度に市街化された本市では漏水確率的中率が低いことから、現時点では実装できる状況にはないが、同技術の情報収集を継続しながら、本事業への有効性を確認していくこととしている。

これらの取組は、月次報告等を通じて、実施内容を確認しており、漏水の形態（微少漏水、突発漏水等）や現場環境（騒音、管路材質・口径等）に検知精度のばらつき、センサ設置場所の最適化、有効性を検証するための更なるデータの収集・分析が必要とする課題は残るものの、管路の状態監視保全技術としての一定の有効性の評価や取組成果が確認されたことから、令和 6 年度の取組として有効であると評価している。

【令和6年度定量的目標（KPI）の達成状況】

年度末までにすべての令和6年度目標値を達成したことを確認している。

項目	業務	管理項目	目標値	実績	結果
費用構造	管路の漏水リスク評価式の見直しと、新しい評価式によるリスクアセスメントに応じた状態監視保全技術のレビュー	漏水リスク評価式の見直し	1回	1回	達成
	漏水音センサの漏水検知精度の向上など、状態監視による漏水検知の精度向上に向けた取り組みを実施	検知精度向上の取り組み	3件以上	3件 ※1	達成
	管路業務・施設管理業務に資する新しいICT技術の調査および実証実験等を実施	調査件数	3件以上	3件 ※2	達成

※1 検知精度向上の取り組みの実績3件は、「地中レーダによる地下漏水の検知の実施」「重点監視路線以外の路線への漏水音センサの追加設置」「疑似漏水の検証」

※2 調査件数の実績3件は、「生成AIを活用した資料抽出システムの技術検証の実施」「配水情報システムの導入」「消火栓スタンド型流量計の導入」を実施した。

(ウ) 第1期中期計画期間（R4～6）実施施策の有効性評価

第1期中期事業期間においては、「漏水を事前に検知する状態監視保全技術の適用」に向けて、令和4年度に漏水音センサや衛星画像解析などによる広域探査・範囲探査・箇所探査といった範囲の絞り込みによる漏水探査手法を導入している。

また、「状態監視保全技術の有効性評価と改善」に向けては、令和5年度以降、広域探査における衛星画像解析技術において的中率を明確にし、実装できる状況にはないものの同技術の情報収集を継続しながら、水量・水圧データ分析による別手法の構築に取り組んでいる。範囲探査においても、漏水音センサの開発ベンダーと漏水検知精度向上に向けた共同検証を進め、漏水アラートの誤判定頻度の減少を確認している。

このように、状態監視保全技術を適用し、その有効性を確認しながら、有効な技術については継続的に精度向上に取り組んでおり、第1期中期計画期間における実施施策は有効であると評価する。

広域探査

■ 漏水確率AI予測
漏水リスクのヒートマップ

60% 15% 10% 7%

Very Low Low Medium High Very High

AI解析（機械学習）を用いた漏水発生確率を絞り込み技術として活用

■ 水量水圧データ分析による探査

水量・水圧のトレンド分析
管網計算と水圧測定の比較

浄配水場・配水テレメータの計算値と測定値を比較し漏水のある路線を選別

範囲探査

■ 漏水音センサによる探査

地下漏水の発生を365日
通年監視・自動検知
GIS上で漏水位置を推定

■ 高感度センサによる探査

漏水音センサでは対応困難な中大口径管の低周波漏水音も検知

箇所探査

■ 路面音聴調査による探査

漏水音を漏水探知器で電気的に増幅させ、技術者の聴覚により検知

■ 地中レーダによる探査

地中探査レーダを用いて漏水による空洞や緩み、水分の有無を検知

〈超音波流量計の設置状況〉



〈水圧調査の状況〉



- ※ 水量水圧の分析による状態監視の精度確認のため、配水管(水管橋)に超音波流量計を設置し、メーターの流量と比較(写真左)

〈高感度センサによる探査〉



〈ハイドロフォンによる探査〉



イ 浄配水場施設の状態監視保全手法の有効性評価

運営権者の事業計画（第1期中期計画期間：R4～6）におけるアウトカム設定項目

- ・故障予兆を検知する状態監視保全の強化
- ・状態監視保全技術の有効性評価と改善

(7) これまでの実績（令和4年度・令和5年度）

- ・令和4年度実績
 - 状態監視保全の導入（温度及び振動センサの設置）
- ・令和5年度実績
 - 故障予知に向け、温度及び振動センサで収集された各種データの分析
 - 液体抵抗器の運転状況と電解液の温度データ分析により、冷却水配管の詰まりと電解液の温度上昇に相関関係を確認
 - 配水ポンプ設備の軸受異常振動検知時の温度及び振動データ分析により、グリス注入量不足が判明

(イ) 令和 6 年度計画と実績

・計画

- 設備故障の予兆検知をめざし、状態監視装置の取得データを分析

・実績

令和 6 年度においてポンプ設備の故障等の発生がなかったため、桜宮配水場及び鶴見配水場における状態監視装置（振動・温度計等）での継続的な監視により得られたデータを正常なデータとして蓄積するとともに、以下のとおり、有効性評価を行っている。

令和 5 年度に得られた配水ポンプ軸受部のグリス不足時のデータを応用するため、上記の状態監視装置以外にも、東淀川浄水場配水ポンプに状態監視装置（振動・温度計等）を設置し、ポンプ軸受のグリス注入作業前後の期間における振動及び温度データを収集・分析することで、潤滑状態を客観的に評価できることを確認できた。

また、令和 5 年度に得られた液体抵抗器の電解槽温度データを踏まえ、鶴見配水場液体抵抗器冷却水配管において、管内の逆流・順流洗浄の繰り返しによる配管閉塞物の除去を行い、その作業前後のデータを分析した結果、電解槽の温度上昇が改善されることが分かったことに加えて、温度データが改善効果の確認に有効であることが確認できた。

今後、異常が顕在化する前の検知（予兆検知）を行うには、さらなるデータの収集・分析が必要である。

【令和 6 年度定量的目標（KPI）の達成状況】

月次報告会などで進捗状況の報告を受けつつ、年度末までにすべての令和 6 年度目標値を達成したことを確認している。

項目	業務	管理項目	目標値	実績	結果
費用構造	設備故障の予兆検知をめざし、状態監視装置の取得データを分析	分析回数	2回以上	2回	達成
	管路業務・施設管理業務に資する新しいICT技術の調査および実証実験等を実施	調査件数	3件以上	3件 ※	達成

※ 調査件数の実績 3 件は、「生成AIを活用した資料抽出システムの技術検証の実施」「配水情報システムの導入」「消火栓スタンド型流量計の導入」を実施した。

(ウ) 第 1 期中期計画期間（R4～6）実施施策の有効性評価

第 1 期中期事業計画では、「故障予兆を検知する状態監視保全の強化」に向けて、令和 4 年度は桜宮配水場に状態監視装置の設置と状態監視装置によるデータ記録・フィードバックを施策としていたが、鶴見配水場にも拡大して設置するなど、設置の拡充を行っている。

また、「状態監視保全技術の有効性評価と改善」に向けて、得られたデータの分析により、ポンプ軸受部のグリス注入不足による異常検知や液体抵抗器配管閉塞による温度上昇など、異常検知の知見も得られており、得られた知見を応用した維持管理などについても検証が行われている。併せて、第 1 期中期計画期間で得られた知見を基に、第 2 期中期計画期間の KPI 設定なども行われており、実施施策の有効性を確認している。

ウ その他

運営権者の事業計画（第 1 期中期計画期間：R4～6）におけるアウトカム設定項目

- ・管路や浄配水設備の維持管理業務、顧客管理業務など事業運営全般にわたる効率化とコスト削減の実現

(7) これまでの実績（令和5年度）

- 維持管理業務の効率化
 - ・手持式電動バルブ開閉工具の導入
 - ・ArcGIS（地理情報システム）の導入
 - ・ポールカメラによる水管橋点検の実施
 - ・ライブカメラの設置
- 顧客管理・データ分析の効率化
 - ・ロードサーベイ設定一括処理システムの導入
 - ・AI 解析による管路の漏水リスク評価

(イ) 令和6年度計画と実績

・計画

- 調査件数3件以上

・実績

- 維持管理業務の効率化
 - ・消火栓スタンド型流量計の導入
 - ・配水情報システムの導入
- 顧客管理・データ分析の効率化
 - ・生成 AI を活用した資料抽出システムの試験実施

(ウ) 第1期中期計画期間（R4～6）実施施策の有効性評価

事業運営全般にわたる効率化とコスト削減を実現するため、ICT 技術やツール等の積極的な調査と導入を行っており、施策の継続的な実施が期待される。

エ まとめ

安定給水の確保や投資水準の抑制・効率化につながる取組として、管路の重点監視路線に漏水音センサを設置し、監視体制が構築されている。

加えて、管路の漏水リスクを可視化する AI 技術や、センサによる設備故障の予兆の検知技術等の先進的なインフラメンテナンス技術が導入されている。

これらの技術については、新規性が高く、検証しながらの実装となるが、効果的な状態監視保全体制の構築に向け、様々なアプローチにより各種要素技術の知見の集積や適用性の確認が進められている。

こうしたことから、「状態監視保全」に関する施策・取組について、第1期のアウトカムである、「着実に業務を遂行できる体制づくりと、立案した戦略のスピーディーな実行」に鑑みて、適切に実行されたと評価している。

今後は、こうした各種の要素技術を組み合わせ、漏水検知・予防保全業務を効率的・効果的に行うための運用フローを構築すること等により、工業用水道施設の状態監視保全の充実を図っていくこととしている。

(4)「運営体制構築」に関する施策・取組

運営権者の事業計画（第1期中期計画期間：R4～6）におけるアウトカム設定項目

- ・内部統制及び監査体制の構築と企業倫理に優れた経営の確立（監査報告書での重大な指摘ゼロ）
- ・承継業務、基本業務の整理による円滑な事業運営と着実な業務遂行（要求水準違約金ゼロ）
- ・株主企業の支援体制の構築（第1期計画期間での立ち上げ時の株主企業による支援率（支援実施件数／支援依頼件数）100%）

ア これまでの実績（令和4年度・令和5年度）

- ・令和4年度実績
 - 内部統制の確立（監査報告書での重大な指摘：0件）
- ・令和5年度実績
 - 内部統制方針の順守（監査報告書での重大な指摘：0件）
 - 要求水準の順守（要求水準違約金発生：0件）

イ 令和6年度計画と実績

- ・計画
 - 情報管理、サイバー攻撃対策等に関する社内講習を実施（2回以上）
 - 要求水準の順守（要求水準違約金発生ゼロ）
- ・実績
 - 情報管理、サイバー攻撃対策等に関する社内講習の実施：6回
 - 要求水準の順守（要求水準違約金の発生：1件）

【令和6年度定量的目標（KPI）の達成状況】

月次報告会等において進捗確認を行った結果、取締役会及び株主総会については、会社法、社内規定に基づき取締役会への報告を4月、5月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、3月に実施、定時株主総会を6月に実施したことが、市に報告されており、重要な社内意思決定における各プロセスの記録管理等が適正に行われていることを確認している。一方で、要求水準違約金発生ゼロについて、令和5年度の未達事象にかかる違約金が発生したため、経営全般で設定していた重要目標評価指標（KPI）は、令和6年度目標値の達成に至らなかった。

また、要求水準未達事象が発生していることは、セルフモニタリングやガバナンスが機能していないことが原因と推測される。要求水準の遵守や再発防止策が徹底されるよう、引き続き指導していく。

項目	業務	管理項目	目標値	実績	結果
運営体制	情報管理、サイバー攻撃対策等に関する社内講習を実施	講習実施回数	2回以上	6回	達成
	承継業務、基本業務の整理による円滑な事業運営と着実な業務遂行	要求水準の順守	要求水準違約金発生ゼロ	1件	未達成 ※

※ 令和5年度に発生した要求水準未達事象（R5-2）が違約金対象となり、令和6年度に協議・支払いが完了したため1件を計上した。

ウ 第1期中中期計画期間（R4～6）実施施策の有効性評価

効率的かつ柔軟で透明性の高い運営体制の確立につながる取組として、取締役会、監査役、会計監査人によるガバナンス体制が構築・運用されており、基本的な企業統治体制が確立されている。また、株主企業からの専門的な事業立ち上げ支援を計画的に受けることで、円滑な事業開始につなげている。

また、事業運営に必要な委託先・請負先との協業体制の構築や人材育成の取組が進められており、業務プロセスの標準化にも取り組んでいる。

第1期中中期期間中に3件の要求水準未達事象が発生したことから、都度、セルフモニタリング体制を強化するなどの是正措置を講じているとともに、実地調査等による市からの指摘に対しても、課題解消に向けて速やかに対応がとられている。

「大阪工水アクセラレートフィールド」として、運営施設を実証実験の場としてベンチャー企業や大学、株主企業などに提供し、新技術の共同開発や実証を行っている。

こうしたことから、「運営体制構築」に関する施策・取組について、第1期のアウトカムである、「着実に業務を遂行できる体制づくりと、立案した戦略のスピーディーな実行」に鑑みて、一部要求水準未達は生じたものの、概ね適切に実行されたと評価している。

今後は、第1期中中期期間における成果と要求水準未達が発生した状況を踏まえ、より強固で持続可能な運営体制の構築を目指すこととしている。

<事業報告会議（四半期）>



<災害対応訓練>



第6 経営モニタリングの結果

1 経営モニタリングの結果

要求水準では、本事業の進捗の遅れや、事業継続が困難になる等の事態を回避するため、「(ア) 全体及び中期、単年度事業計画書における収支計画の作成」「(イ) 財務の健全性を確保した事業運営」「(ウ) 財務状況のセルフモニタリングと報告」、及び「(エ) 財務状況の経営指標」の4事項で定める基準を満たし、健全な財務状況を維持、確保することとしている。

市では、月次報告においては、収支実績、資金残高、請求金額、収納金額、未収金額の状況を確認し、四半期報告及び年次報告においては、計算書類（貸借対照表、損益計算書等）、キャッシュ・フロー計算書及び重要な経営指標等を確認し、運営権者の財務状況の健全性に問題がないことを確認している。

2 令和6年度収支実績

【運営権者の財務状況】

令和6年度の運営権者の収支実績は、経常収益が1,536百万円、経常費用が1,420百万円となり経常損益は116百万円（計画値：87百万円）、当期純利益は72百万円であった。

経常収益の大半を占める給水料は、年度前半は使用量が増加傾向であったものの、年度後半は製造業全体の活動縮小など社会経済情勢の影響と見られる減少があり、計画値1,320百万円に対し実績が1,318百万円となり、ほぼ計画並みとなった（参考：令和5年度実績1,352百万円に対し2.5%減）。

経常費用のうち営業費用は、1,375百万円を計画し、非運営権設定対象施設等関連費用や修繕費などが計画値を上回った一方、管路の緊急修繕費用や保守点検費などが想定より下回ったことにより、計画値から211百万円減少の1,164百万円となっているが、事業進捗について概ね遅れはなかった。

貸借対照表においては、流動負債のうち、運営権者が市に支払う20条負担金や非運営権設定対象施設等関連費用等の費用と、協力業者からの請求分を合わせた未払金が810百万円あるものの、この支払いに対応するための資金として、流動資産のうち、現金及び預金が1,180百万円確保されており、当面の支払い能力に問題はないことが確認できる。未収入金の223百万円についても、利用者の支払いサイクル上、翌年度入金予定の利用料金であり、当年度期中の実績で99.7%徴収していることから特に問題はない。また、短期借入金などその他計画にない負債科目の計上もなく、年度末時点で財務の安全性を確保していると評価できる。

【単年度収支実績】

(単位：百万円)

項目	①R6計画	②R6実績	③差引 (②-①)	④増減率 (③/①×100)
経常収益	1,695	1,536	-158	-9.3%
営業収益	1,695	1,536	-158	-9.3%
うち給水料	1,320	1,318	-2	-0.1%
営業外収益	0	0	0	—
経常費用	1,608	1,420	-187	-11.7%
営業費用	1,375	1,164	-211	-15.4%
販売費及び一般管理費	221	244	23	10.6%
営業外費用	12	12	0	—
経常損益	87	116	29	33.5%
特別損益	0	0	0	—
税引前当期純損益	87	116	29	33.5%
税金費用	29	44	14	48.5%
当期純損益	57	72	15	25.7%

【重要な経営指標】

経営指標	R6実績	内容
流動比率	94.0%	流動資産／流動負債×100(%)
自己資本比率	6.2%	自己資本／総資本×100(%)
売上高経常利益率	7.5%	経常利益／売上高×100(%)
売上高当期純利益率	4.7%	当期純利益／売上高×100(%)
有利子負債比率	0.0%	有利子負債／自己資本×100(%)
人件費比率	11.6%	人件費／売上高×100(%)

損 益 計 算 書

〔 自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,536,187
売 上 原 価	1,164,002
売 上 総 利 益	372,184
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	244,090
営 業 利 益	128,094
営 業 外 収 益	3
営 業 外 費 用	12,295
経 常 利 益	115,802
特 別 利 益	-
特 別 損 失	-
税 引 前 当 期 純 利 益	115,802
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	72,431
法 人 税 等 調 整 額	△28,781
当 期 純 利 益	72,151

〔出典：みおつくし工業用水コンセッション㈱「第4期事業報告」より〕

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,468,868	流動負債	1,563,223
現金及び預金	1,179,701	未払金	809,941
未成工事支出金	17,584	公共施設等運営権に係る負債	55,000
材料貯蔵品	5,600	更新投資に係る負債	458,315
未収入金	222,662	前受金	173,957
仮払金	18,255	預り金	398
前払費用	10,024	未払法人税等	12,029
前渡金	17,070	リース債務	948
貸倒引当金	-2,030	管路及び給水施設修繕引当金	52,633
固定資産	4,815,238	固定負債	4,340,154
有形固定資産	44,038	公共施設等運営権に係る負債	257,756
建物付属設備	31,468	更新投資に係る負債	4,078,329
工具器具備品	9,963	資産除去債務	2,489
リース資産	2,607	リース債務	1,580
無形固定資産	4,669,492		
公共施設等運営権	324,561		
更新投資資産	4,331,185		
ソフトウェア	13,745	負債合計	5,903,378
投資その他の資産	101,707	(純資産の部)	
敷金保証金	2,892	株主資本	393,029
長期前払費用	243	資本金	100,000
長期繰延税金資産	98,571	資本剰余金	100,000
繰延資産	12,300	資本準備金	100,000
開業費	12,300	利益剰余金	193,029
		純資産合計	393,029
資産合計	6,296,408	負債及び純資産合計	6,296,408

〔出典：みおつくし工業用水コンセッション(株)「第4期事業報告」より〕

3 第1期中期事業期間（R4～R6）収支実績

【運営権者の財務状況】

(1) 第1期中期収支計画との比較

経常収益は、全ての年度で実績が当初収支計画の計画値を上回った。これは収支計画がコロナ禍となる令和3年に策定され、社会経済情勢の変化について見通しが困難であった時期であったことから、経常収益の柱となる給水料を厳しく見積らざるを得なかったことによるものである。

経常費用については、第1期中期事業期間を通して、管路の修繕費が想定より少なかったことなどで、令和4、5年度の実績が計画値を下回ったものの、人員体制や状態監視保全体制の強化など、事業運営上の高い成果のため必要な支出を行ったことから、令和6年度は計画値を上回っている。

経常損益は、第1期事業期間の各年度ともに当初収支計画を大きく上回る経常利益額を確保しており、堅調な事業経営を実施している。

(2) 第1期中期事業期間の実績推移

第1期中期事業期間の経常収益のうち主要となる給水料は、コロナ禍からの回復による生産量の増加や夏期の気温上昇に伴う使用量の増加などがあり、令和5年度は前年度から増加し、令和5年度は1,352百万円となったものの、製造業全体の活動縮小など社会経済情勢の影響と見られる減少があり、給水工事収益の増と合わせて、令和6年度経常収益は1,536百万円となった。

経常費用のうち営業費用は、20条負担金や上水道と共有する施設の運転・維持管理費である非運営権設定対象施設費など本市への支払費用が全体に占める割合が多いものの大きく変動していないが、特に給水工事費用の増や前述の人員体制の強化により、令和4年度、5年度と比較し令和6年度は増加した。

経常損益は、当初収支計画を上回る経常利益を確保したが、令和6年度の前年度比較した減少は、前述のとおり、人員体制や状態監視保全体制の強化などを実施したことによるものであり、現時点では堅調な事業経営を実施できている。

(3) 重要な経営指標

【安全性】

流動比率については一般的に100%以上が望ましいとされているところ、令和6年度は94%となっている。これはコンセッション事業の特性として、更新投資に係る資産の減価償却費を各事業年度で概ね平準化するために事業開始年度にその総額を資産、及び負債として計上しており、キャッシュ・アウトする更新工事の費用計上と市からの一部負担金のキャッシュ・インの時期に違いが生じるため一時的に流動比率が100%を下回る年度があっても、前述のとおり、当面の支払いに対する資金に問題はないことから、財務状態に問題はない。

自己資本比率については、有利子負債がなく、また更新投資に係る資産負債の計上により高い水準ではないが、こちらも事業の特性による数値であり、計画値を上回っている状況からも現時点で財務上問題はないと考える。

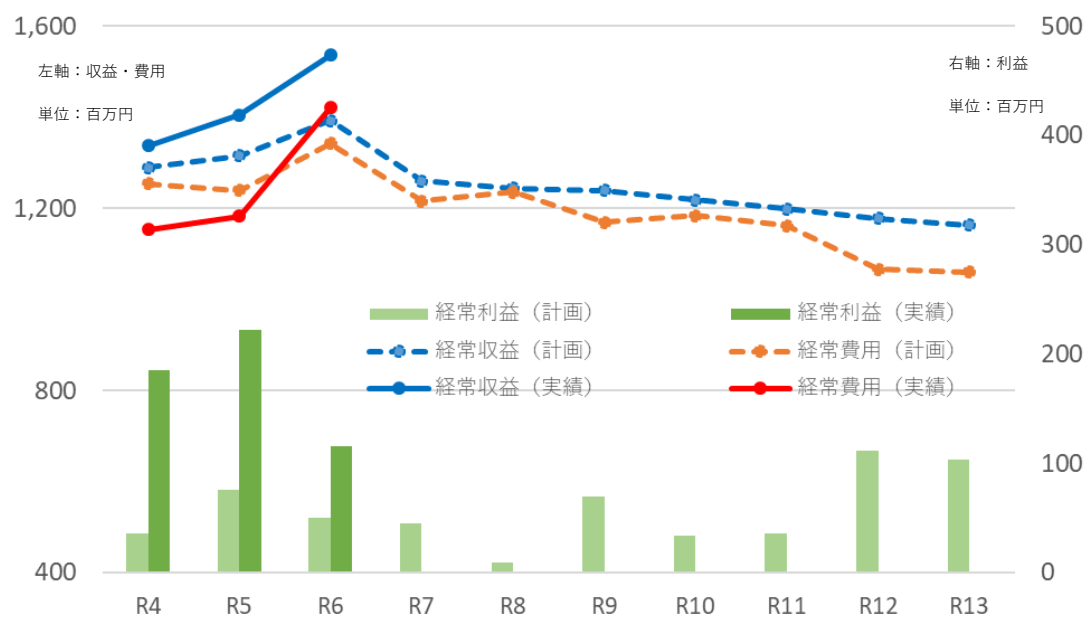
【収益性・効率性】

売上高経常利益率、売上高純利益率についても、計画値を上回っており、人件費率も概ね計画値と同水準であることから、現時点で問題はない。

【第 1 期中期収支実績】

(単位：百万円)

項目	R4計画	R5計画	R6計画
	R4実績	R5実績	R6実績
経常収益	1,290	1,324	1,411
	1,339	1,405	1,536
営業収益	1,290	1,324	1,411
	1,338	1,405	1,536
うち給水料	1,238	1,220	1,174
	1,311	1,352	1,318
経常費用	1,254	1,253	1,356
	1,153	1,182	1,420
営業費用	1,066	1,074	1,175
	926	976	1,164
販売費及び一般管理費	188	179	181
	214	194	244
営業外費用	0	0	0
	13	13	12
経常損益	36	70	55
	185	222	116
特別損益	0	0	0
	0	0	0
税引前当期純損益	36	70	55
	185	222	116
税金費用	14	52	43
	63	66	44
当期純損益	22	18	12
	122	156	72



【重要な経営指標】

経営指標	R4計画	R5計画	R6計画	内容	一般的な指標のめざすべき方向性
	R4決算	R5決算	R6決算		
流動比率	100.3%	84.1%	71.5%	流動資産／流動負債×100(%)	↑
	113.2%	106.1%	94.0%		
自己資本比率	3.4%	3.5%	3.8%	自己資本／総資本×100(%)	↑
	5.0%	6.5%	6.2%		
売上高経常利益率	2.8%	5.8%	3.6%	経常利益／売上高×100(%)	↑
	13.9%	15.8%	7.5%		
売上高当期純利益率	1.7%	1.8%	0.8%	当期純利益／売上高×100(%)	↑
	9.1%	11.1%	4.7%		
有利子負債比率	0.0%	0.0%	0.0%	有利子負債／自己資本×100(%)	↓
	0.0%	0.0%	0.0%		
人件費率	12.1%	11.6%	10.9%	人件費／売上高×100(%)	↓
	12.1%	10.7%	11.6%		

第7 有識者会議の講評

1 有識者会議の講評

本事業のモニタリングは、モニタリング計画に基づき「運営権者によるセルフモニタリング」「市によるモニタリング」及び「有識者によるモニタリング」の3つのモニタリングで構成されており、このうち有識者によるモニタリングでは、有識者会議において、市が作成する業務モニタリングや経営モニタリングの結果の報告と運営権者が作成する単年度事業報告書をもとに、市によるモニタリングの妥当性等について、客観的かつ専門的な知見に基づき、意見又は助言を行うこととしている。

このたび、市が作成した本事業のモニタリング報告書（令和6年度）の案について、令和7年7月16日に開催した大阪市工業用水道施設運営事業有識者会議において意見・助言を求めたところ、有識者から、本事業における市のモニタリングの妥当性等について、次のとおり講評を受けた。

（大阪市工業用水道施設運営事業有識者会議）

設置年月日	令和4年4月1日		
定数	5人		
任期	4年以内		
メンバー (R4.4～)	佐野 修久	大阪公立大学 大学院教授	
	畑山 満則	京都大学 防災研究所教授	
	大西 正光	京都大学 大学院教授	
	金本 夏美	金本夏美公認会計士事務所 公認会計士	
	植村 淳子	関西法律特許事務所 弁護士	

（有識者会議の講評）

運営権者による本事業について、全体としては、事業計画に基づき概ね適正に実施されており、市の実施したモニタリングについても適切であったと評価できる。

「要求水準上、実施すべき取組」に関連し、計画・設計部門の業務が本格化しているが、このような中で、運営権者が令和6年度に人員体制の強化を行ったことは良い取り組みであったと言える。業務進捗上の課題等も一部確認されていることから、今後、管路工事が本格化するにあたり、本事業に重大な影響を与える事項については、特に注視してモニタリングを行なわれたい。

また、要求水準未達事象（注1）が1件確認され、運営権者による是正措置がすでに行われているが、引き続き実施状況を重点的に確認するなど、運営権者へのモニタリングを通じて再発防止に取り組まれない。

次に、評価基準について、要求水準未達や課題等がなく順調に進捗した場合に「◎」という評価をしているが、一般的には目標を上回る実績であったという印象を与える。目標を達成したという実績であれば「○」とし、目標を上回る場合に「◎」の評価を行うなど、次期に向けて評価基準について工夫されたい。

「より良い事業運営に向けた取組」に関連し、本事業では、「大阪工水アクセラレートフィールド」（注２）を実施している。これまでは漏水リスク評価など、実績データを用いた研究が行われているが、実フィールド（現場）を用いた研究も含め、次の世代の技術に繋がるような活動を期待している。

今後も運営権者と積極的なコミュニケーションを図り、引き続き、本事業の着実かつ円滑な実施に向けて取り組まれない。

注１：敷地内での給水管新設工事に先立ち、設計図面や数量計算書等の設計図書等について市の承認を受ける必要があるが、その手続きが完了していない状態で工事を実施した。

注２：本事業の運営施設を実証実験の場としてベンチャー企業や大学、株主企業などに提供し、新技術の共同開発や実証を行う仕組み。